

第19回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年11月30日 13:30~14:30
2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 野村 照明委員  | 3番 金子 靖委員   | 4番 清水 幸治委員  |
| 6番 二谷 幸裕委員  | 7番 大畑 礼子委員  | 8番 浅野 徳昭委員  |
| 9番 細川 裕委員   | 10番 菅原 雄一委員 | 11番 佐藤 裕司委員 |
| 12番 山崎 隆史委員 | 13番 成田 俊英委員 | 14番 中川 浩幸委員 |
| 15番 瀬戸 賢成委員 | 16番 稲場 洋二委員 | 17番 松下 裕幸委員 |
| 18番 佐藤 泰正委員 | 20番 野澤 勲委員  | 21番 志賀 忠浩委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 5番 廣瀬女公美委員 | 11番 佐藤 裕司委員 | 19番 福西 範委員 |
|------------|-------------|------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- |                |          |          |
|----------------|----------|----------|
| 事務局長 可知 拓哉     | 次長 高山 直樹 | 主査 清水 秀人 |
| 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵     | 熊野 香苗    |
- (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- |             |
|-------------|
| 20番 野澤 勲 委員 |
| 21番 志賀 忠浩委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和4年 11月 30日 (1日)
- |        |   |
|--------|---|
| 報告第28号 | 農地法3条の3第1項の規定による届出について                      |
| 議案第84号 | 現況証明願について                                   |
| 議案第85号 | 農地法18条第6項の規定による通知書の審査について                   |
| 議案第86号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |
| 議案第87号 | 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について                   |
| 議案第88号 | 河川法第34条許可申請に係る進達について                        |
| 議案第89号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について                 |
| 議案第90号 | 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について |

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第19回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は17名です。  
議事録署名人に20番、野沢勲委員、21番、志賀忠浩委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。  
なお、会期は本日11月30日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
可知事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。  
報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書3ページにございます、報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、鉏路地区1件、阿寒地区2件の届出がありました。

議案書4ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他8筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和4年4月11日、相続し所有権を取得したとして、令和4年10月26日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

次に、表の2番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他23筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和3年10月25日、相続し所有権を取得したとして、令和4年10月26日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

次に、議案書5ページの表の3番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地を、令和2年1月2日、相続し所有権を取得したとして、令和4年11月2日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

以上、3件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。  
議案第84号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書の6ページでございます、議案第84号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、鉏路地区1件、阿寒地区1件の申請がございました。

議案書7ページの表の1番は、資料が8ページと9ページでございます。

公簿地目が牧場及び原野である、XXXXXXXXXX、他1筆、面積合計 XXXXXX m<sup>2</sup>の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏から現況証明願がございました。

11月16日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の農業用施設用地及び雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が10ページと11ページでございます。

公簿地目が山林である、XXXXXXXXXX、の1筆、面積 XXXXXX m<sup>2</sup>の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏から現況証明願がございました。

11月17日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は畑で農用地であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がございましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員  
浅野委員

議案第84号「現況証明願」の1番について報告致します。

現況証明願の1番は、XXXXXXXXXX氏が所有する、公簿地目が牧場及び原野、農振農用地区域外にある、XXXXXXXXXX、他1筆、合計 XXXXXX m<sup>2</sup>の土地についてありますが、令和4年11月16日、鉏路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、XXXXXXXXXXは農地採草放牧地以外で、利用状況は農業用施設用地及び雑種地、XXXXXXXXXXは農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

次に2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。



退室されている大畑礼子委員は入室して下さい。

(大畑礼子委員入室)

議長

野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区1件、阿寒地区2件の通知がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページと15ページにございます。

農林水産省が所管し、北海道知事が国有財産管理者となっている、  
、他1筆、面積合計  $\text{m}^2$ の農用地について、借主であります 氏との間で、令和4年11月9日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が16ページと17ページにございます。

氏が所有する、  
、他3筆、面積合計  $\text{m}^2$ の農用地について、借主であります 氏との間で、令和4年11月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が16ページと18ページにございます。

氏が所有する、  
の1筆、面積  $\text{m}^2$ の農用地について、借主であります 氏との間で、令和4年11月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知書

の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の19ページにございます、議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で2件、阿寒地区で6件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書20ページの表の1番は、資料が23ページから24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が25ページと26ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が27ページから29ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書の21ページ、表の4番は、資料が27ページと30ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が27ページと31ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が32ページと33ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、議案書の22ページ、表の7番は、資料が34ページから37ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他11筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が38ページから40ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

以上、8件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。



合計 [ ] m<sup>2</sup>の農用地について、[ ]に、年間 [ ]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和4年11月17日、阿寒地区農業委員5名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

金子靖委員、ありがとうございました。

それでは、議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、5番、6番につきましては、松下裕幸委員の同居の親族の案件、8番につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、2番、3番、4番、7番を審議、次に5番、6番を審議、次に8番を審議することとします。

それでは、1番、2番、3番、4番、7番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、3番、4番、7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、3番、4番、7番については、原案のとおり決定致します。

次に、5番と6番を審議いたしますので、松下裕幸委員は退出して下さい。

(松下裕幸委員退室)

議長  
野村会長

それでは、5番と6番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の5番と6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)



議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の5番と6番については、原案のとおり決定致します。  
退室されている松下裕幸委員は入室して下さい。

(松下裕幸委員入室)

議長  
野村会長

5番と6番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、8番を審議いたしますので、菅原雄一委員は退出して下さい。

(菅原雄一委員退室)

議長  
野村会長

それでは、8番を審議いたします。  
質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第86号、「農地法第3条の規定による許可申請」の8番については、原案のとおり決定致します。  
退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長  
野村会長

8番は、原案のとおり決定致しました。  
それでは、次に、議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、審議いたします。  
事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書41ページでございます、議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

議案書42ページの表の1番は、資料が議案書43ページから50ページにございます。

氏が所有する、他1筆、面積合計  $\text{m}^2$ の農用地について、令和6年1月9日まで に使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請です。

本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしております。

また、鉦路市長より「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、事務レベルでの事前協議を終了しております。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
金子委員

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の金子靖委員から報告をお願いします。

議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について 調査報告致します。

本内容は、氏が所有する、及び の2筆、合計  $\text{m}^2$ の採草放牧地について、 に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

この砂利採取については、貸主が所有する隣接地の の原野と一体で行うものであり、また、本申請地のうち が農用地区域であります。鉦路市長より、農振整備計画の達成に支障ない旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和4年11月17日、阿寒地区農業委員5名、及び、事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
委員一同

金子靖委員、ありがとうございました。  
それでは、質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局  
可知事務局長

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書51ページにございます、議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占有するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の許可申請がございました。

議案書52ページの表の1番ですが、資料は53ページと54ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、[REDACTED]氏に譲渡するため申請があったものでございます。

次に、表の2番は、資料は53ページと55ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、[REDACTED]氏に譲渡するため、申請があったものでございます。

以上の2件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、2番につきましては、松下裕幸委員の同居の親族の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を審議した後に、2番を審議することとします。

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」の1番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議いたしますので、松下裕幸委員は退出して下さい。

議長  
野村会長

(松下裕幸委員退室)

それでは、2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第88号「河川法第34条許可申請に係る進達」の2番については、原案のとおり決定致します。  
退室されている松下裕幸委員は入室して下さい。

(松下裕幸委員入室)

議長  
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。  
それでは、次に、議案第89号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

議案書の56ページにございます、議案第89号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書57ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和4年5月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第89号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第89号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第89号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案のとおり決定致します。

次に、議案第90号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書58ページでございます、議案第90号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。

議案書59ページの表の1番は、資料が60ページから63ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡について、■■■■を行うため、農用地区域より除外し、用途区分を「農用地区域外」に変更するものです。

なお、本件については、11月17日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、1番の協議の結果を委員長の金子靖委員から報告願います。

委員  
金子委員

議案第90号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、調査及び協議の結果を報告致します。

本件は、農業振興地域整備計画では農地とされている、■■■■の1筆、■■■■㎡の土地について、事業主体である■■■■氏が太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり、釧路市長より意見を求められたものです。

令和4年11月17日、阿寒地区農業委員5名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に異存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

金子靖委員、ありがとうございました。

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第90号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第90号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 11月 30日

議長

野村照明

署名委員

野沢勲

署名委員

志賀忠浩